

規約	施行規則
<p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びに事業者の指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び違反した事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(6) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。</p> <p>(7) 家電品の取引の公正化について研究すること。</p> <p>(8) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行に関すること。</p>	